

目 次

1 治験の原則	1
2 目的と適用範囲	2
3 病院長の業務		
3-1 治験の申請等	3
3-2 治験実施の了承等	3
3-3 治験の継続	4
3-4 治験実施計画等の変更	4
3-5 治験実施計画書からの逸脱	4
3-6 重篤な有害事象の発生	4
3-7 重大な安全性に関する情報の入手	5
3-8 治験の中止、中断及び終了	5
3-9 直接閲覧	5
3-10 治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置	5
3-11 治験審査委員会への審議依頼	6
4 治験責任医師の業務		
4-1 治験責任医師の要件	7
4-2 治験責任医師の責務	7
4-3 被験者の同意の取得	8
4-4 被験者に対する医療	9
4-5 治験実施計画書からの逸脱等	9
5 治験薬等の管理		
5-1 治験薬の管理	10
5-2 治験機器の管理	10
5-3 治験製品の管理	11
6 治験事務局		
6-1 治験事務局の設置及び業務	12
6-2 標準業務手順書等の公表	12
7 記録の保存		
7-1 記録の保存責任者	13
7-2 記録の保存期間	13
8 業務の委託		
8-1 業務委託の契約	14
9 自ら治験を実施しようとする者の業務（治験の準備）		
9-1 治験実施体制	15
9-2 非臨床試験成績等の入手	15
9-3 治験実施計画書の作成及び改訂	15
9-4 治験薬（治験機器または治験製品）概要書の作成及び改訂	16
9-5 説明文書の作成及び改訂	17
9-6 被験者に対する補償措置	17
9-7 病院長への文書の事前提出	17
9-8 治験計画等の届出	17

10 自ら治験を実施する者の業務（治験の管理）

10-1	治験薬等の入手・管理等	19
10-2	治験調整医師及び治験調整委員会	20
10-3	効果安全性評価委員会の設置	21
10-4	治験に関する副作用等の報告	21
10-5	モニタリングの実施等	21
10-6	監査の実施	22
10-7	治験の中止等	22
10-8	治験総括報告書の作成	22
10-9	記録の保存	23

11 治験審査委員会（IRB）

11-1	治験審査委員会の責務	24
11-2	治験審査委員会の設置及び構成	24
11-3	治験審査委員会の業務	24
11-4	治験審査委員会の運営	26

12 治験審査委員会事務局

12-1	治験審査委員会事務局の業務	28
12-2	記録の保存	28

13 モニタリング及び監査の受入に関する手順

13-1	実施要件としての必要事項	29
13-2	モニター及び監査実施者の登録	29
13-3	直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の実施申請手順	29
13-4	直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の結果報告	29
13-5	直接閲覧を伴わないモニタリングの結果報告	29
13-6	モニター及び監査実施者の登録の削除	29
13-7	その他	29

治験に係る書式集	30
----------	----